「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類		番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
1	職員育成ビジョンの職員への周知や浸透・定着のための取組について	①	総）人事課	・新採用職員研修での職員育成ビジョンに関する講義について、児童相談所地域連携課と調整し、実施。	・令和８年度新採用職員（10月採用）前期研修及び令和９年度新採用職員前期研修においても、職員育成ビジョンに関する講義について、児童相談所地域連携課と調整して実施予定。
		②	保）総務課 子）地域連携課	・令和６年度から、保健福祉局・子ども未来局の共催で、新たに区保健福祉部職員を対象とした「対人援助研修」（基礎編・実践編）を実施。 ・基礎編では、区保健福祉部に配属された新採用職員、初めて福祉職場に配属された職員等を対象とし、職員育成ビジョンに関する講義や、対人援助職に求められる姿勢・関係機関との連携の基礎について学ぶ講義を実施。 ・令和７年度及び令和８年度は、管理職の積極的な受講も勧奨し、一般職のみならず、管理職も含めた周知・定着を図った。	・「対人援助研修」を継続して実施予定。 ・令和８年度は、実践編を令和９年１月に実施予定。
		③	保）保護課	・令和３年度から「子どものいる世帯に対する適切な支援」を札幌市の生活支援業務の重点事項に位置付けており、本庁監査において監査対象とすることで、職員育成ビジョンの理念の浸透・定着に結びつけた。具体的には、令和６年度までは、子どもがいる保護受給世帯を抽出し、「生活状況を適切に把握しているか」「親や関係者から養育状況に関する聴取が行われているか」「関係機関と必要な連携が行われているか」などを主な着眼点とした事項別検討を実施した。また、令和７年度及び令和８年度は、本庁が選定する世帯に対して、適切な支援が実施されているか監査する「個別ケース検討」において、子どものいる世帯の選定割合を引き上げている。監査によって、生活支援担当としての役割を果たしているかを確認し、適切な支援が行われていない場合は指摘を行い、後日是正措置について確認を行っている。	・令和３年度以降、「子どものいる世帯に対する適切な支援」を札幌市の生活支援業務の重点事項に位置付け、本庁監査の「事項別監査」の対象としてきたが、令和７年度及び令和８年度は、本庁が選定する世帯に対して、適正な支援が実施されているか監査する「個別ケース検討」において、子どものいる世帯の選定割合を引き上げる。監査は、子どもの心身の状態の確認状況や、子どもをとりまく環境、区保護課と関係機関との連携状況などに着眼して実施し、監査担当職員から区の担当者へ、指摘やアドバイスを行うことより、職員育成ビジョンの理念の浸透・定着につなげる。
		④	保）障がい福祉課	・区の関係役職者会議にて周知した。	・区の関係役職者会議及び担当者会議や研修等により継続的に意識づけを図っていく。
		⑤	保）ウェルネス推進課	・令和５年３月策定の「札幌市保健師人材育成ガイドライン」（以下「ガイドライン」）に本ビジョンとの関連項目を設け、一体的な推進を明示。 ・令和７年度キャリア別人材育成研修を通じ、ガイドラインの活用・浸透と併せて本ビジョンの周知・理解を促進。 ・なお、令和７年度保健師人材育成研修は、区保健福祉部の相談支援体制を強化する機構再編を見据え、係長職研修を保）総務課等との協働により、保健師と福祉コースの合同で実施したほか、中堅期研修を令和８年４月からの機構再編後の業務研修会に振り替えて実施。	・保健師を対象としたキャリア別人材育成研修を、引き続き開催し、「札幌市保健師人材育成ガイドライン」の活用・浸透に向けた理解の促進を図ることで、当該ビジョンについての周知・理解につなげる。
		⑥	子）子育て支援推進担当課 子）指導担当課	・すべての保育士職へ冊子を配布。 ・新採用職員に研修で説明。 ・各係におけるビジョン確認、共有について、所長会議で依頼。	・「札幌市保育士人材育成方針」に基づき、職員育成ビジョンについても各会議や研修を通してその周知・理解を進める。
		⑦	子）母子保健担当課 区）健康・子ども課	・区健康・子ども課職員（主に保健師）を対象とした研修を通して、虐待予防・防止の意識向上をはかった。 ・健康・子ども課長会議で年間研修計画案を周知	・区健康・子ども課職員（主に保健師）を対象とした研修を通して、虐待予防・防止の専門性向上をはかる。
		⑧	子）地域連携課	・所内新任職員に冊子を配布。 ・コンセプト版及びイラスト版を令和６年３月末に策定し、全庁向け周知依頼文とともに当該データを送付。イラスト版について具体的な支援場面において職員が取るべき実践例を新たに示した第２版を令和７年３月に策定したため、令和７年度及び８年度当初に全庁向け周知を行った。 ・児相及び家児相新任職員を主な対象とした研修にて、職員育成ビジョン及び福祉コース育成方針について説明。 ・職員部人材マネジメント担当課と連携して、新採用職員研修にて、職員育成ビジョンに関する講義を実施。	・職員部人材マネジメント担当課と連携し、新採用職員研修（後期）にて、職員育成ビジョンに関する講義を実施予定。来年度の実施に向けても引き続き調整を行っていく。 ・イラスト版について具体的な支援場面において職員が取るべき実践例を新たに示した第２版を策定したため、引き続き全職員へ職員育成ビジョンの普及啓発を図る。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類			番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
2	職員育成ビジョンを反映させた個別の育成方針における取組		①	保）障がい福祉課	・人材育成ビジョンにおける目標像（協働の視点や各業務における専門性等に支えられた職員）などを踏まえ、各区精神保健福祉相談員に求められる主な専門性を整理したうえで、R5年度より研修カリキュラムを策定し、年度ごとに見直しを行っている。	・適宜、研修カリキュラムの見直しを検討する予定。
			②	保）ウェルネス推進課	・令和5年3月に策定した「札幌市保健師人材育成ガイドライン」に、当該ビジョンとの関連についての項目を設け、一体的に進めていくことを明示。（再掲）	・引き続き、各所属における「札幌市保健師人材育成ガイドライン」の活用・浸透を図っていく。
			③	子）子育て支援推進担当課 子）指導担当課	・「札幌市保育士人材育成方針」を令和７年３月末に策定し、保育士の専門性の強化と保育の質の向上に向けた取組を実施。	・「札幌市保育士人材育成方針」の保育士キャリアラダーに基づき、先輩職員がOJT担当（スーパーバイザー）として、後輩職員一人一人に寄り添い指導・育成を行う。指導を通じて双方の成長を図り、園全体のスキル向上につなげていく。
			④	子）母子保健担当課	・区健康・子ども課職員を対象とした研修を通して、虐待予防・防止の意識向上を図った。	・区健康・子ども課職員を対象とした研修を通して、虐待予防・防止の意識向上をはかる。
			⑤	子）地域連携課	・「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」について、所内でプロジェクトを設け、職員育成ビジョンや福祉コース育成方針との内容を反映するとともに、こども家庭ソーシャルワーカーの制度趣旨や人材育成マネジメント方針と整合性をとりつつ、外部の有識者の意見も踏まえた上で、令和７年３月に改正を行った。 ・令和７年度以降、改正した「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」に基づき、課長面談の際に当該育成方針を活用するなどの人材育成に関する取組を実施。	・改正した「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」に基づき、各職種ごとの人材育成の取組を引き続き推進していく。
3	職員の専門性の獲得に向けた取組について	⑴研修体制の整備	①	保）総務課	・令和６年度より、保健福祉局・子ども未来局の共催で、新たに区保健福祉部職員を対象とした「対人援助研修」（基礎編・実践編）を実施。（再掲） ・基礎編では、区保健福祉部に配属された新採用職員、初めて福祉職場に配属された職員等を対象とし、職員育成ビジョンに関する講義や、対人援助職に求められる姿勢・関係機関との連携の基礎について学ぶ講義を実施。令和７年度及び令和８年度は、管理職の積極的な受講も勧奨し、一般職のみならず、管理職も含めた周知・定着を図った。（再掲） ・区保健福祉部で働く行政コース職員を含め、広く福祉職場で働く職員の専門性獲得に向けて、庁内HPを活用した研修情報等の集約・発信を行う。	・「対人援助研修」を継続して実施予定。 ・令和８年度は、実践編を令和９年１月に実施予定。
			②	保）保護課	本庁部局では、４月に着任した職員に対し、職位に応じた部局研修を実施しているが、その中で児童虐待に関すること、虐待防止における生活支援担当として果たすべき役割をテーマとし認識を深めている。令和６年度以降の研修では、虐待の芽を摘むため支援する際に持つべき視点という、より具体的なテーマを加えている。また、各区保護課においても、虐待を防止するための連携・協働等をテーマとした研修を実施した。	・引き続き、生活支援担当として果たすべき役割等をテーマとした研修を実施予定
			③	保）障がい福祉課	・各区精神保健福祉相談員を対象とした研修カリキュラム中に「多職種合同研修」を掲載している。 ・人材育成ビジョン策定以前より、区保健福祉部職員等を対象とした精神保健福祉に関する各種研修を開催している。 ・精神保健福祉相談員の研修カリキュラムについては、相談支援スキルの標準化や強化を目指し、国の示す精神保健福祉相談員講習会のカリキュラム内容にも対応していることが分かるように見直した。	・引き続き、精神保健福祉に関する研修を実施していく

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類			番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
3	職員の専門性の獲得に向けた取組について	(1)研修体制の整備	④	保）ウェルネス推進課	・「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」の連動による効果的な人材育成を推進するため、「札幌市保健師人材育成ガイドライン」に「札幌市保健師研修体系」を位置付けた。 ・今後の人材育成について「OJT（職場内研修）」「Off-JT（職場外研修）」「ジョブローテーション」「自己研鑽」を基本として推進し、ともに育ちあう職場づくりを目指すこととした「人材育成体系図」を位置付けた。 ・「札幌市保健師人材育成ガイドライン」の中でOJTにおける役割を明確化。 ・目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的とし、新任期（１～４年目キャリアレベルA-1～A-2））中堅期（５年目以上キャリアレベルA-3～A-4）係長職（キャリアレベルA-4～A-5）のキャリアレベル別研修会を実施。 ■令和７年度キャリア別研修会 ・保健師人材育成研修（新任期）地区活動充実強化を目指した地域診断に関する研修会 ・保健師人材育成研修（中堅期）体制再編後の円滑な業務移行を図るため、保健師業務研修会に振替え実施 ・保健師人材育成研修（係長）　相互の役割理解促進に向けた福祉コースとの合同研修	・引き続き、目指す保健師活動を実践するための能力を高めることを目的としたキャリア別研修会を実施。 ・令和８年度は、９月に新任期、10月に係長、11～12月に中堅期の研修を実施予定。
			⑤	子）子育て支援推進担当課 子）指導担当課	・札幌市保育士人材育成方針に基づき、所属に関わらず札幌市の保育士を対象に職員研修（初任期、中堅前期、中堅後期、熟練期〈主任、係長・園長〉異動者、復職者、社会人経験者）を実施。 ・各単独保育所、各区保育・子育て支援センターにおいて毎月、「子どもへの適切な関わり」に係る内容で研修を実施し、所長会議、係長会議等にて報告、共有。 ・虐待予防に関する内容の研修を全保育士を対象とし、約１か月程度のオンデマンド配信で8月中旬～実施。 ・各部局で実施する保育士向け研修について情報を共有し、可能な範囲で相互に参加する。	・札幌市保育士人材育成方針に基づき、所属に関わらず札幌市の保育士を対象に職員研修（新任期（1年目）、初任期2年目）、中堅前期（5～10年）、中堅後期（11年～）、熟練期〈主任、係長・園長〉異動者、復職者、社会人経験者）を実施。 ・各単独保育所、各区保育・子育て支援センターにおいて毎月、「子どもへの適切な関わり」に係る内容で研修を実施し、所長会議、係長会議等にて報告、共有。 ・保育関係全職員を対象として、8月下旬から1か月間、児童相談所（地域連携課、緊急対応課）と連携し、虐待予防を目的とした動画研修を行う。 ・各部局で実施する保育士向け研修について情報を共有し、可能な範囲で相互に参加する。
			⑥	子）母子保健担当課 区）健康・子ども課	・令和７年４月に健やか推進係長を対象に母子保健事業に関する研修を実施。 ・令和７年５月に乳幼児健診に関する研修を実施。 ・令和７年７月にこども家庭センター及びサポートプラン作成に関する児童虐待予防研修①を実施。 ・令和７年10月に「ニーズを引き出す面接技術」をテーマに児童虐待予防研修②を実施。 ・令和７年12月にグリーフケアに関する研修を実施 ・令和８年１月に「神経発達症の特性のある妊産婦とのコミュニケーションと支援方法」をテーマに母子保健訪問指導研修を実施。 ・令和８年１月に「プレコンセプションケア」に関する研修を実施。 ・令和８年４月に地域保健係長を対象に母子保健事業に関する研修を実施。 ・令和８年５月に乳幼児健診に関する研修を実施。	９月29日に児童虐待予防に関する研修、10～11月に母子保健訪問指導及び乳幼児健診に関する研修、12月に周産期グリーフケアに関する研修を予定している。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類			番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
	職員の専門性の獲得に向けた取組について	⑴研修体制の整備	⑦	子）地域連携課	・児童相談業務に係る専門性向上のため、職員育成ビジョンで知識や技術の共通基盤として定める「子どもの発達」「子どもと家族のアセスメント」、「面談技術」などに関する研修を計画・実施。 ・職員育成ビジョンの「職員・組織としての存在意義（パーパス）」にある虐待死亡事例を風化させないための取組として、過去の死亡事例に関する研修を計画・実施。 ・職員育成ビジョンの「組織としての責務（バリュー）」に掲げる「協働の組織文化の醸成」のため、児相より各区に説明・依頼し、区保健福祉部にて多職種合同研修の実施計画を策定、随時開催。 ・令和７年度からは、全市統一した方針で児童虐待防止に取り組むため、以下の取組を追加で実施している。 ■区保健福祉部管理職向け研修（保健担当部長、健康・子ども課長を対象に実施） …令和７年度は組織的なリスクアセスメントの知見共有・区と児童相談所の相互理解促進と連携強化を目的とした研修を計３回実施するとともに、医師職へはこれに加えて児童相談所医師職から「虐待に特徴的な外傷事例」についての研修を実施。令和８年度は、新たに配属された管理職に対して、前段の研修を実施。 ■区職員の児童虐待緊急対応に係る実地研修 …通告受理から安全確認、初期調査に至る一連のプロセスにおいて、実践的な手法を習得し、実践力向上を目指すため、緊急対応課における区職員の実地研修（OJT形式）を実施。令和８年度も、９月以降に随時実施。 ■児童相談所職員の母子保健に係る実地研修等 …母子保健の視点と業務の実際を学び、予防から介入まで切れ目のない支援体制の構築を目指すため、乳幼児健診等における児童相談所職員の実地研修を実施。また、児童相談所職員が各区家庭児童相談室を訪問し、各区の実態を把握するとともに、必要に応じて助言を行う取組を実施している。令和８年度も、８月以降に随時実施。 ■児童相談所定例会議への区職員参加 …児童相談所における支援事例の概要・リスクアセスメントの手法・援助方針の決定プロセス等を理解し、実践力向上を目指すため、区職員の児童相談所の定例会議へのオブザーバー参加を実施。令和８年度も、７月以降に随時実施。 ■法医学診察に関する庁内研修 …様々なこどもの受傷状況と受傷原因に関する理解を深め、支援者による見落としや誤認を防ぎ、児童虐待の早期発見・早期対応につなげることを目指すことを目的に、法医学診察の視点について外部講師を招聘して講義を実施し、児童相談所や各区家庭児童相談室職員のほか、区保健福祉部の管理職、保育士、教職員など計120名が参加。	・引き続き、研修計画に基づいて、知識や技術の共通基盤に掲げる研修を実施するとともに、虐待死亡事例を風化させないための取組として、過去の死亡事例に関する研修を実施。 ・引き続き、多職種合同研修を随時開催。 ・令和７年度から実施している取組についても、引き続き実施していく予定。
			⑧	教）児童生徒担当課	・会計年度任用職員であるSCについては、生徒指導研究協議会を開催して、自殺関連行動への対処や学校との連携の在り方について研修の機会を設けた。 ・令和６年度から会計年度任用職員となったSSWについては、全体ミーティングや定例の研修会など、保護者・子どもに対する支援の方法や関係機関との連携について研修の機会を設けた。 ・SCSVとSSWSV合同の研修会を開催して、双方の動きや連携について理解を深めた。 ・令和６年度から、SC・SSWが各学校のいじめ対策組織の必須構成員となったことから、いじめの事案への対応について、心理や福祉の視点から学校へ助言を行うなど、専門性を生かした対応につながった。 ・令和７年度および令和８年度においても、SC、SSWが生徒指導研究協議会に同席し、連携した対応について研修を実施。	・引き続き、それぞれの専門分野における研修を重ねることで、学校及び教職員への助言や支援についてのスキルアップを図る。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類			番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
3	職員の専門性の獲得に向けた取組について	⑴研修体制の整備	⑨	教）教職員育成担当課	下記研修を実施した。 Ｒ７ ■新任管理職研修(園長・校長53名) ・講義「子どもの権利」 ・講義「子どもアシストセンター」 ■初任段階における研修「１年次研修」・新規採用養護教諭研修 ・講義「子どもの権利」 ・講義「子どもの貧困対策」 ・講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」(対象教員305名) ■教育センター研修講座 ・講義・演習「虐待対応(幼児期)」8月21日(4名受講) ・講義・演習「福祉教育～ヤングケアラー」8月20日(75名受講) ・事前動画視聴・講義・演習「教育相談～子どもの見立てと支援～」9月１日(56名受講) ・講義・演習「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応(教諭編)～」8月20日(105名受講) ・講義・演習「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応(管理職編)～」8月20日(31名受講) ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応①」7月30日(142名受講) ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応②」7月30日(132名受講) ・講義・演習「いじめの未然防止を図る～ピアサポート(教諭編)～」8月19日(104名受講) ・講義・演習「いじめの未然防止を図る～(管理職編)～」9月4日(22名受講) ・講義・演習「法的視野から考える～学校事故に対する危機管理～」７月31日(47名受講) Ｒ８ ■新任管理職研修（園長・校長等48名） ・講義「子どもの権利」 ・講義「子どもアシストセンター」 ■初任段階における研修「１年次研修」・新規採用養護教諭研修 （動画） ・「子どもの権利を大切にした教育の実際①～子どもの権利～」※12月までに視聴 ・「子どもの権利を大切にした教育の実際②～人間尊重の教育～」※12月までに視聴（対象教員306名） ■教育センター研修講座 ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応～基礎理論編～」７月28日(149名受講) ・講義・演習「気にかかる子どもへの対応～実践編～」７月28日(142名受講) ・講義・演習「法的視野から考える～学校事故に対する危機管理～」９月27日(27名受講) ・講義・演習「いじめの未然防止を図る～ピアサポート【教諭編】～」８月18日(98名受講) ・講義・演習「ヤングケアラーの理解と支援」８月20日(101名受講) ・講義・演習「子どもの健康課題～性に関する課題への対応について～」８月20日(52名受講) ・講義・演習「不登校と教育相談～子どもの育ちを支える対応【教諭編】～」８月19日(86名受講) ・講義・演習「不登校と教育相談～保護者や関係機関との連携【管理職編】～」８月19日(47名受講) ・講義・演習「虐待への対応と関係機関との連携【幼児編】」８月21日(45名受講) ■オンデマンドライブラリー （動画） ・「不登校や登校渋りのある児童生徒とその保護者支援についてⅠ」6月 26日～視聴可能 ・「子どもの人権から保育を考える」７月 17日～視聴可能 ・「いじめ防止」６月５日～視聴可能 ・「自殺 予防」７月17日～視聴可能 ・「いじめの対応と学校体制の在り方」 ６月５日～視聴可能 ・「不登校への対応」6月18日～視聴可能 ・「不登校や登校渋りのある児童生徒とその保護者支援についてⅡ」 5月25日～視聴可能 ・「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」７月 17日～視聴可能	■初任段階における研修「１年次研修」・新規採用養護教諭研修 （動画） ・「子どもの権利を大切にした教育の実際①～子どもの権利 条例～」※12月までに視聴 ・「子どもの権利を大切にした教育の実際 ②～人間尊重の教育～」※12月までに視聴（対象教員271名） ■オンデマンドライブラリー （動画） ・「不登校や登校渋りのある児童生徒とその保護者支援についてⅠ」 ６月26日～視聴可能 ・「子どもの人権から保育を考える」７月 17日～視聴可能 ・「いじめ防止」６月５日～視聴可能 ・「自殺予防」６月５日～視聴可能 ・「いじめの対応と学校体制の在り方」７月 17日～視聴可能 ・「不登校への対応」７月 17日～視聴可能 ・「不登校や登校渋りのある児童生徒とその保護者支援についてⅡ」 ５月25日～視聴可能 ・「青年期のメンタルヘルスの理解と対応」７月 17日～視聴可能

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類			番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
3	職員の専門性の獲得に向けた取組について	⑵マニュアル等への反映	⑩	保）保護課	・「子どものいる世帯に対する適切な支援」を札幌市の生活支援業務の重点事項に位置付け、各区で策定する実施方針においても取り組むべき事業とするよう通知している。	・引き続き札幌市の生活支援業務の重点事項に位置付け、次年度の各区実施方針の策定に向けての検討・調整を行う。
			⑪	保）障がい福祉課	・精神保健福祉相談員に求められる専門性について、段階ごとの具体的な到達内容を整理（明記）した「スキルアップ段階表」をR6年度に新たに策定し、関係ガイドラインに規定した。	・必要に応じて、各種事務マニュアルの見直しを検討する予定。
			⑫	保）ウェルネス推進課	・主体的な能力獲得の動機づけのため、キャリアラダーを活用した人材育成の仕組を「札幌市保健師人材育成ガイドライン」に位置付け、取組を開始した。 ・キャリアラダーを活用した人材育成の取り組み状況を把握し、運用方法等の課題を明らかにした。 ・キャリアラダーを活用した人材育成の取組状況や運用方法等の課題を踏まえ、より効果的な仕組となるよう、キャリアラダーの運用方法を改定した。	・キャリアラダーを活用した人材育成の取り組み状況の把握・評価を行う。 ・機構再編後の活動状況も踏まえ、令和９年度に「札幌市人材育成ガイドライン」の見直し検討を実施予定。
			⑬	子）母子保健担当課 区）健康・子ども課	・区健康・子ども課職員が活用する「母子保健におけるハイリスク支援マニュアル」「乳幼児健診マニュアル」等の改定	・改定マニュアルの活用。適宜見直しを行う。
			⑭	子）地域連携課	・令和７年３月、児童相談業務に従事する専門職員としての育成方針を定める「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」を改正。 ・上記育成方針にて、各職種ごとに求められる専門性や育成イメージについて、共通キャリアラダー補足カラムや追加キャリアラダーとして策定した。 ・また、職員育成ビジョンで知識や技術の共通基盤として定める「子どもの発達」、「子どもと家族のアセスメント」、「面談技術」については、担当係ごとに毎年作成しているマニュアルにも記載。	・改正した「札幌市児童相談関係職員人材育成方針」に基づき、各職種ごとの人材育成の取組を引き続き推進していく。
		⑶対人援助業務における組織的支援と進め方の改善	⑮	保）保護課	・生活支援業務の各区の実施方針は毎年度策定しており、継続して重点的に取り組むことで、事務の進め方の改善につなげている。	・引き続き各区の実施方針の策定・実施方針に基づいた取組を実施
			⑯	保）障がい福祉課	・人材育成ビジョン策定以前より、支援対象ケースについては、適宜スーパーバイズを行うなど職員個人が１人で抱えることのないよう意識的に行っている。	・引き続き、個人が一人で抱えることのないよう組織的に対応していく。
			⑰	子）子育て支援推進担当課 子）指導担当課	・保護者からの相談に対して、子育て家庭の状況や困りごとに寄り添い、適切に支援できるよう所長や係長からの職員への助言を継続するとともに、事例検討などにより、組織として対人援助スキル向上に取り組む。	・引き続き、保護者に対して適切に支援できるよう職員への助言を継続するとともに、事例検討を通した支援の振り返りなどにより、組織として対人援助スキル向上や改善に取り組む。
			⑱	子）地域連携課	・人材育成ビジョン策定以前から、検証報告書を踏まえて、支援対象ケースについては、適宜スーパーバイズを行うのはもちろんのこと、情報管理システムを活用して他部署と共有したり、定期的に会議を開催したりなどして、個人が１人で抱えることのないよう意識的に行っている。	・引き続き、ケースへの継続的な支援にあたっては、適正にスーパーバイズを実施するほか、情報管理システムを活用した他部署との共有、定期的に会議を開催するなど、個人が一人で抱えることのないよう組織的に対応していく。
		⑷その他	⑲	保）障がい福祉課	・区保健福祉部の相談支援体制の充実・強化を図るため、令和８年度からサービス支給決定等の事務的業務の一部を精神保健福祉相談員の業務から分離し、コア業務（相談対応関係業務）に注力できる体制を整備するとともに、記録様式等を統一した。	・引き続き、状況に応じて見直しを検討する予定。
			⑳	子）子育て支援推進担当課 子）指導担当課	・研修に限らず、日々の業務や様々な場面において「虐待予防」や「虐待への気付き」に関するアンテナを高くもつための指導及び育成。 ・本庁部局在籍の福祉コース職員は実践場面が少ないため、面談の機会に年間育成計画やキャリアラダーに触れ、動機付けするとともに、研修受講を勧奨。	・現場での実践を通して個々の専門性やスキルの向上を図るとともに、組織としての専門性や対応力も高められるよう、知識や技術について課や係全体の共有の機会等を設ける。 ・福祉コース職員については、実践の機会はほぼないため、引き続き、面談の機会を有効活用し、年間育成計画やキャリアラダー、研修等を効果的に活用していく。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類		番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
4	**協働による支援の実践、職場や職種の枠を超えた取組や民間事業者・地域の方々と一緒になった取組など**	①	総）人事課	・職員に対して、職員間に限らず、市民や企業と連携協力しながら解決策を見出していく「協働の視点」を意識付けるため、R5.4.1付けで要綱（札幌市職員の人事評価に関する要綱）を改正し、情報交換力・チームワーク等の評価要素の着眼点に協働に関する要素を追加。 ・令和７年度の自己申告の実施を全庁に通知する際にも、令和５年度から定期評価における評価要素の着眼点に「協働の視点」に関する要素を追加していることを周知するとともに、新任役職者研修や、人事評価者研修の中でも改めて説明を行った。	・引き続き、新任役職者研修や、人事評価者研修の中で令和５年度から定期評価における評価要素の着眼点に「協働の視点」に関する要素を追加していることを説明し、定着に向けて取り組む。
		②	保）保護課	・部局研修において関係部署、関係機関との連携の重要性について認識を深め、また、多職種合同研修に参加することで、協働の意識を醸成している。 ・実務において子育てデータ管理プラットフォームの活用等により連携を進めている。	・引き続き多職種合同研修に参加予定 ・関係部署との連携により引き続き実務を進めていく
		③	保）障がい福祉課	・多職種合同研修を研修カリキュラムの中に位置づけ、受講を推奨している。 ・母子保健担当部署との定期的な情報交換や子育てデータ管理プラットフォームの活用等により、有機的な連携を進めている。	・「多職種合同研修」を研修カリキュラムの中に位置づけ、引き続き受講を推奨していく。 ・引き続き、状況に応じて関連部署と連携を取りながら対応していく。
		④	子）子育て支援推進担当課 子）指導担当課	・各区子育て支援係に所属する保育士は、健康・子ども課を兼務しており、保健師はもとより、課内において様々な場面で連携、協働での支援や取組を実施。 ・多職種合同研修に参加し、連携や協働の意識を醸成している。	・乳幼児健診、各種教室や講座、研修や会議等における多職種との連携を継続するとともに協働での視点をもった支援や取組を行う。 ・公設以外の子育てサロン（地域・児童会館・NPO等）への多職種での情報共有や訪問等による支援。 ・各単独保育所、各区保育・子育て支援センターの保育士、各区保健センターの保健師、児童相談所職員等が適宜、情報共有し、連携、協働しながら支援していく。 ・指導担当課においては民間保育施設の相談に対し、状況に応じた連携方法等について知らせる。
		⑤	子）母子保健担当課	・令和８年８月、教育委員会主催の教諭向け研修において母子保健に関する講義を実施。講義内容について協働して検討し、当日は各区地域保健係保健師も研修に参加し、思春期保健に関する地区課題の共有や解決方法について教諭とともに協議した。	引き続き研修や会議を通し、関係部局との連携を図る。
		⑥	子）地域連携課	・多職種合同研修には、支援調整課職員、区保健福祉部の保護課職員（SV、CW）、家庭児童相談室職員、おやこ支援担当係職員、精神保健福祉相談員、保健師、保育士、児童相談所職員が参加し、児童虐待防止に係る基礎知識や事例検討を通じて協働の組織文化を醸成していくことを目的に実施計画、随時開催。 ・多職種合同研修と同様に、各区にて子ども虐待防止に係る事案を含む複合的な課題を議論したり、多職種合同研修の内容を検討する関係係長会議を計画、随時開催。	・引き続き、多職種合同研修及び関係係長会議を開催していく。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類		番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
4	**協働による支援の実践、職場や職種の枠を超えた取組や民間事業者・地域の方々と一緒になった取組など**	⑦	教）教職員育成担当課	【令和７年度】 ■新任管理職研修 ・新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実や子どもアシストセンターの取組等について講義を行った。 ■教育センター研修講座 ・大学教授等によるいじめや不登校の未然防止に関するピア・サポート及び保護者や関係機関との連携等についての講義と演習を実施した。また、弁護士による学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。 ■教職経験に応じた研修（今日的教育課題(いじめ)に係る研修） ・２年次研修において、主幹教諭がファシリテーターとなり協議に参加した。 ・中堅教諭等資質向上研修において、新任教頭がファシリテーターとなり協議に参加 【令和８年度】 ■新任管理職研修 ・新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実や子どもアシストセンターの取組等について動画視聴研修を実施した。(４月21日-7月31日実施) ■教育センター研修講座 ・大学教授等によるいじめや不登校の未然防止に関するピア・サポート及び保護者や関係機関との連携等についての講義と演習を実施した。また、弁護士による学校で発生する事例に対する法的視野での対応の在り方についての講義と演習を実施した。(7月～８月に実施) ■教職経験に応じた研修（今日的教育課題(いじめ)に係る研修） ・２年次研修において、中堅教諭がファシリテーターとなり協議に参加した。(７月22日実施) ・1年次研修において、主幹教諭(2年目)がファシリテーターとなり協議に参加した。(７月２日実施)	■教育センター研修講座 ・児相職員による関係機関との連携等についての講義と演習を実施予定。(1月12日実施予定) ■教職経験に応じた研修（今日的教育課題(いじめ)に係る研修） ・中堅教諭等資質向上研修において、新任教頭がファシリテーターとなり協議に参加予定。(1月8日実施予定)
5	**その他の人材育成に資する取組について**	①	総）人事課、保）総務課、 子）地域連携課	■各所属での取組 ・福祉コースの職員を部下に持つ全ての所属長が育成方針に基づき「キャリアラダー」「職員個人の年間育成計画書」「研修手帳」を活用し面談を実施。 ・所属長の職種や福祉経験等を問わず実施するため、自己申告・定期評価実施の通知時に所属長向けQ＆Aを周知することにより、必要なフォローと取組の定着化を図った。 ■育成方針に基づく期別研修の実施（３局協働） ・福祉コース育成方針に基づき、キャリアラダーによる経験年数を基準に「初任期」「レベルアップ期」「中堅期」「スーパーバイザー」の４段階に分けて部局横断的に研修を実施　。 ・初任期研修は、採用１～４年目を対象とし、人事係長及び先輩職員からの講話、育成方針説明、グループワーク、事例検討を実施。 ・レベルアップ期研修は、採用５～９年目を対象とし、内容をレベルアップ向けに変更した上で初任期研修と同様の構成で実施。 ・中堅期研修は、採用10～19年目を対象とし、人事課課長職及び先輩職員（課長職）からの講話、育成方針説明、グループワーク、事例検討を実施。 ・スーパーバイザー研修は、係長職及び採用20年目以上の一般職を対象とし、外部講師からの講話、グループワークを実施。なお、令和７年度は、保健師・福祉コースの合同研修とした。 ・加えて、令和７年度から新たに「ソーシャルワーク研修」として、全ての福祉コース職員を対象とし、外部講師による講義及び演習形式によるソーシャルワークに関する知識・理解を深めるための研修を実施。	・各取組や研修を継続して実施。 ・引き続き、総務局・保健福祉局・子ども未来局の協働による福祉コース育成のための研修や個人面談でのキャリアラダー活用等を実施していく。

「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」に基づく取組内容等

分　類		番号	担当課	令和７年度から令和８年度上半期までの取組結果	令和８年度下半期以降の取組内容
5	その他の人材育成に資する取組について	②	市）男女共同参画課	・「 配偶者等からの暴力相談関係職員研修」 【対象者】区保健福祉部職員（保護課、健康・子ども課、保健福祉課等）、子ども未来局子育て支援部職員、児童相談所職員、母子生活支援施設相談員、札幌市配偶者暴力相談センター相談員等 【内容】ＤＶ被害者を巡る諸問題に関する知識の取得を目的に実施。ＤＶ・ストーカー被害者保護対策の現状、支援者のメンタルヘルス等を研修内容として、令和７年度は４回、令和８年度上半期は１回実施した。	・引き続き、ＤＶ被害者に関わる職員・相談員を対象に年３回程度の実施を予定。
		③	保）障がい福祉課	・精神保健福祉相談員に求められる専門性について、段階ごとの具体的な到達内容を整理（明記）した「スキルアップ段階表」をR6年度に新たに策定し、関係ガイドラインに規定した。	・引き続き、個人面談の際に、「スキルアップ段階表」を適宜活用することで、専門性の獲得にかかる動機付けを促していく予定。
		④	保）ウェルネス推進課	・実効的に人材育成を推進できるよう、保健師のキャリアレベルの到達状況を把握し、市全体の傾向や育成を強化すべき能力を明らかにした。 ・キャリアラダーによる自己評価結果を係長職保健師との個人面談で共有し、能力獲得に向けた助言を行った。（一般職保健師全員） ・個人の能力獲得に向けた助言・指導を行う係長職のバックアップ体制として、部課長職保健師との共有・相談を仕組みとして位置付実施した。また、部課長職がいない部署については統括保健師もしくは本庁の課長職が面談を実施した。	・引き続き係長による個人面談を行い、各保健師の能力獲得をサポートする。 ・係長職の育成体制、仕組について保健師部課長会議で検討。
		⑤	子）子育て支援推進担当課 子）指導担当課	・札幌市保育士人材育成方針の保育士キャリアラダーに基づき、相互に相談しながらスキルアップを図ることができるよう、職員同士がペアとなり育成の役割を担う方法を実施。 ・熟練期の職員（主任・係長職）を対象に人材育成に必要なマネジメントを学ぶ研修を実施。	・今年度からの取組のため、実施状況の把握をするとともに、状況に応じて見直し、来年度に向けてブラッシュアップしていく。 ・熟練期の職員（主任・係長職）を対象に人材育成に必要なマネジメントを学ぶ研修を実施。
		⑥	教）児童生徒担当課	・児童生徒と直接関わる学校及び教職員に対して、児童虐待が疑われる場合における対応や関係機関との連携体制の構築等の重要性について、適宜必要な通知を行った。	・引き続き、学校現場における児童虐待に対する関係機関との連携の重要性について、適宜必要な通知を行う。